

## 役員等報酬・旅費及び慶弔に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人徳名会の役員及び評議員等の報酬・旅費及び慶弔について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

3 交通費の実費は、その実費とする。

### (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長等が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

4 定款8条に定める金額の範囲内で別表1に基づき支給する。

5 交通費の実費は、その実費とする。

### (常勤役員の勤務報酬)

第5条 前々条及び前条にかかわらず、週平均2日以上業務にあたる役員に対しては、別表2により、月額報酬を支払うことができる。

2 当該報酬以外に、前々条および前条に係る支出及び出張に係る報酬の支出は、これを行わないものとする。

### (監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払

うことができる。

3 交通費の実費は、その実費とする。

(評議員選任・解任委員会委員の勤務報酬等)

第7条 評議員選任・解任委員会に出席した評議員選任・解任委員は別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 交通費の実費は、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第8条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 交通費の実費は、その実費とする。

(支給方法)

役員及び苦情対応第三者委員が評議委員会、理事会、監事監査、諸会議等へ出席した場合、その都度支給する。

(出張旅費)

第9条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第10条 施設の職員(除く施設長)を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第11条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード(職務証跡)の作成に協力するものとする。

(慶弔)

第12条 役員が次の事項に該当する場合、下記の規定に従い慶弔の意を表す。

(1) 弔慰

(ア) 本人死亡

花料	1基	1万5千円程度
香典		3万円

(イ) 父母及び配偶者	花料	1基	1万5千円程度
	香典		1万円
(ウ) 職員の父母並びに配偶者	香典		5千円
(エ) 他法人の理事長本人死亡	香典		1万円
(オ) 他法人の理事長の父母	香典		5千円

(2) お見舞い

(ア) 本人が病氣療養のため入院した場合	見舞金	1万円
----------------------	-----	-----

(改正)

第13条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

平成29年4月1日施行の「社会福祉法人徳名会 役員報酬規程」は廃止する。  
 令和2年12月1日施行の「役員報酬・旅費及び慶弔に関する規定」は廃止する。  
 この規程は、令和3年7月18日から施行する。

令和6年 月 日一部改正(役員及び評議員の勤務報酬等に条文4項の追加)  
 及び(評議員選任・解任委員会の勤務報酬等第7条の追加)

役員報酬 別表1 (日額)

名 称	報 酬	備 考
理事会出席報酬等	3,100円	
評議員会出席報酬等	3,100円	
評議員選任・解任委員	3,100円	
苦情対応第三者委員	3,100円	

別表2

名 称	報 酬	備 考
理事長等業務報酬等(日額)	12,500円	
理事長等業務報酬等(月額)	100,000円	週2日以上業務
理事及び評議員業務報酬等(日額)	12,500円	
監事監査指導報酬等(日額)	12,500円	
苦情対応第三者委員(日額)	12,500円	

別表3(日額)

旅 費	宿 泊 費	報 酬	その他
実 費	10,000円	5,000円	実 費